

電気自動車用急速充電器の設置に関する特別措置の概要

1. 特別措置の適用対象

お客さまが電気自動車用急速充電器（以下、「急速充電器」という）を新たに設置される場合で、次のいずれにも該当し、かつ、この特別措置の適用の申し出があったときに適用いたします。

- ① 急速充電器を設置される部分に、急速充電器以外の設備（急速充電器を使用するために必要な電灯等の設備を除きます）がないこと。
- ② 急速充電器を設置される部分とその他の部分との間が外観上区分され、配線設備が相互に分離して施設されていること。
- ③ 急速充電器を設置される部分への立ち入りが容易に可能であること。

2. 特別措置の内容

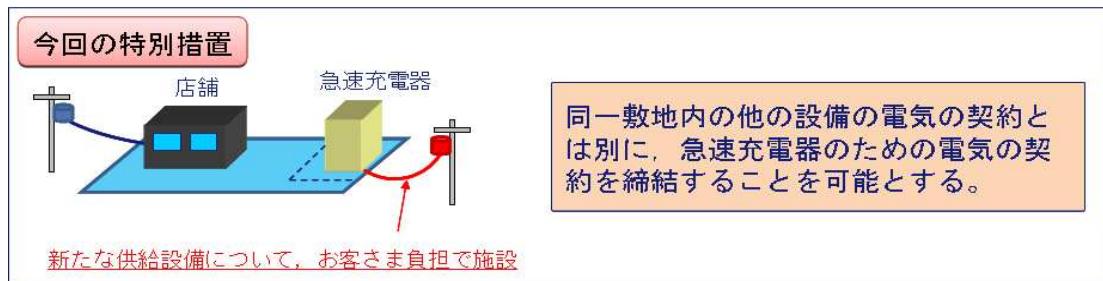
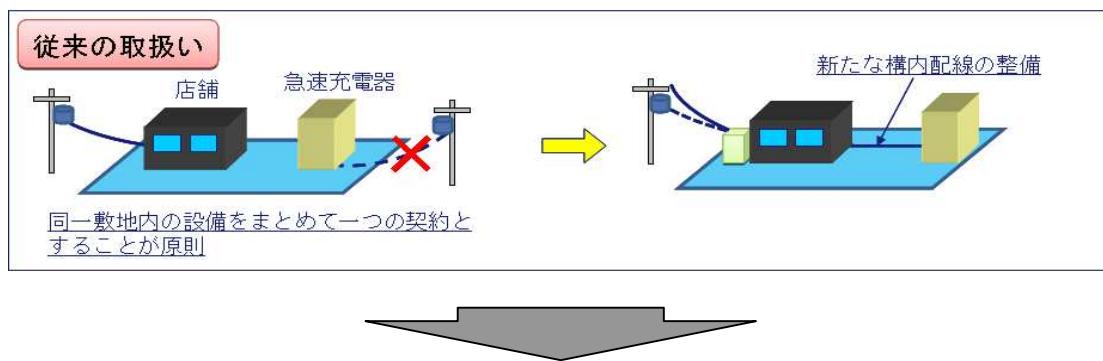
同一敷地内の他の設備の電気の契約とは別に、急速充電器のための電気の契約を締結いたします。

なお、当社が急速充電器のために供給設備を施設する場合、その工事費の全額をお客さまから申し受けます。

3. 実施日

平成24年4月1日

（参考：特別措置のイメージ）



以 上